

WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務 簡易評価型プロポーザル実施要領

1 業務名

WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務

2 目的

現在、書面で受付している水道料金等の口座振替受付手続きについて、キャッシュカードの暗証番号等の入力により web 上で口座登録手続きが完結するWEB口座振替受付サービス（以下「サービス」という。）の導入及び運用保守並びに周知啓発等を行い、口座振替の普及促進を図るもの。

3 業務の概要

(1) 内容

別紙「WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務仕様書」のとおり

(2) 期間

ア サービス導入業務

契約締結の日から令和7年9月30日まで

イ サービス運用業務（長期継続契約）

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

ただし、翌年度（令和8年度）以降の予算の成立を条件とし、翌年度以降の予算においてこの契約に関わる金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除できることとする。

4 本プロポーザル関係書類

本プロポーザルに係る関係書類は以下によるものとする。

(1) プロポーザル実施要領

- ・WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務簡易評価型プロポーザル実施要領（本書）
- ・別添 企画提案依頼事項

(2) 仕様書

- ・WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務仕様書

(3) 様式

- ・様式1 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書
- ・様式1-2 共同企業体構成員表
- ・様式1-3 委任状
- ・様式2 誓約書
- ・様式3 会社概要
- ・様式4 簡易評価型プロポーザルに関する質問書

- ・様式5 プロポーザル参加辞退届
- ・様式6 企画提案書表紙
- ・様式7 事業推進体制
- ・様式8 提案見積書
- ・様式9 セキュリティ要件一覧表

5 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

6 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

	業務内容	上限額	備考
1	サービス導入業務	11,550,000円 (4,400,000円)	
2	サービス運用業務	1,846,000円 (1,383,000円)	令和7年度総額（単価契約）

※1 この金額は契約予定額を示すものではない。

※2 下記金融機関については、提携契約を任意とし、その場合の提案上限額は括弧内の金額とする。

ただし、当該金融機関が指定するインターネット口座振替受付ゲートウェイサービスのデータ認証業務は、本契約の範囲内とし、提案上限額に含める。

（提携契約を任意とする金融機関：りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行）

※3 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

7 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (3) 公告の日において、長岡市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (8) 仕様書で定める業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び長岡市水道局（以下「本局」という。）の指示に柔軟対応できること。
 - (9) 本公募は2社以上での共同企業体も可能とする。この場合、次のすべての要件を満たしていること。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1社を代表事業者として定めること。
 - イ 構成事業者の全てが上記(1)～(8)の参加資格を満たしていること。
- ※ 共同企業体の場合は、必ず代表企業・団体や責任割合を明記した書類（契約書、協定書、覚書等）を契約前に提示すること。契約締結に当たっては、共同企業体の全ての構成員を契約当事者とし、契約に関する債務は、共同企業体の構成員が連帯して負担すること。

8 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (3) 企画提案書等に不備があった場合
- (4) 提案見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) 提案内容に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査の公正性を害する行為があった場合
- (7) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (8) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

9 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により必要書類を提出すること。

提出書類	(1) 様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」(1部) (2) 様式2「誓約書」(1部) ※長岡市の入札参加資格名簿に登録済みの者又は過去2年以内に長岡市へ提出済みの者は不要 (3) 様式3「会社概要」(1部)
提出方法	持参又は郵送 (配達確認できるものに限る。提出期限までに必着のこと。) ※郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	長岡市水道局業務課 〒940-0093 長岡市水道町2丁目7番22号

	電話：0258-35-1619
提出可能時間	平日の午前9時から午後4時まで（持参の場合）
提出期限	令和7年4月22日（火曜日）午後4時まで（必着）

10 質問の受付及び回答

参加表明書兼誓約書を提出した事業者は、本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式4「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
提出方法	電子メール ※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。 ※複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1枠に1件の質問を記載すること。
提出先	長岡市水道局業務課 電子メール gyomu@m2.nct9.ne.jp 電話：0258-35-1619
受付期限	「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」を提出した日から令和7年4月23日（水曜日）午前10時まで
質問の回答	次の期限までに、同参加表明書兼誓約書を提出した者全員に、質問者名を伏して電子メールにより回答する。 令和7年4月30日（水曜日）

11 参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

参加表明書兼誓約書を提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は以下によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

提出書類	様式5「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	電子メール ※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
提出先	項番10に同じ
提出期限	令和7年5月12日（月曜日）午前11時まで（必着）

12 企画提案書等の提出

参加表明書兼誓約書を提出した事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書は次に掲げる書類で構成すること。

提出物		提出部数
様式 6	「企画提案書表紙」	正本 1 部 副本 8 部
様式任意	「企画提案書」	
様式 7	「事業推進体制」	
様式 8	「提案見積書」 ※見積りの積算根拠として内訳書を添付すること ※業務を再委託する場合は、その金額の見積資料を任意様式で添付すること。	
様式 9	「セキュリティ要件一覧表」	
様式 3	「会社概要」（項番 9 提出書類と同一のもの）	
情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証等の写し		
様式任意	「操作マニュアル資料」	

イ 電子データ

上記アの電子データを、CD-R に保存して 1 部提出すること。なお、電子データのファイル形式は、特に指定がある場合を除き、PDF フォーマット形式とすること。

(2) 提出方法

提出方法	持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。） ※郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	項番 9 に同じ
提出可能時間	平日の午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合）
提出期限	令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）午前 11 時まで（必着）

13 企画提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

(1) 全般

別紙「WEB口座振替受付サービス導入及び運用業務仕様書」を熟読の上、下記内容を満たす提案書を作成してください。なお、別添『簡易評価型プロポーザル提案書評価要領』内の選考評価基準（以下、「選考評価基準」という。）を満たすよう努めること。

ア 企画提案書及び関係書類は 12（1）アに記載の順番に並べ、簡易製本（A4 サイズ、縦・左綴じ）すること。

イ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ウ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、規定の様式を使用すること。

(2) 様式 6 「企画提案書表紙」

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること。

(3) 様式任意「企画提案書」

- ア 選考評価基準の大項目＞中項目＞主な評価の視点の順に、提案を具体的に記載すること。なお、記載は当該項目内で完結すること。
- イ 用紙はA4版とし、縦置き横書き（左綴じ）両面印刷とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。
- ウ ページ数 20 ページ以内を目安とし、ページ番号は各ページの下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3サイズについては2ページカウントとする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。
- エ 文字のポイントは、原則として 10.5 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。
- オ 企画提案書の記述にあたっては、情報システムに精通していない者が、参加者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。
- カ 企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分けるなど、混同する可能性を排除すること。

(4) 様式7「事業推進体制」

再委託先及び業務提携先を記載するとともに、事業推進体制及び役割分担を記載すること。

(5) 様式8「提案見積書」

- ア 令和7年度の想定件数をもとに、令和7年度の総額を下記の項目ごとに記載すること。なお、実績件数の増減があっても、単価変更は行わない。また、令和8年度以降も契約期間中は単価は同額とし、原則として単価変更は行わない。

【令和7年度の想定件数】

金融機関	想定件数
下記金融機関以外	2,379 件
りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行	613 件
計	2,992 件

【見積項目】

- (ア) サービス導入業務
- (イ) サービス運用業務
 - a 月額利用料（サービスの普及促進に係る費用を含む）
 - b 従量手数料（口座振替登録料）
 - c 提携外金融機関のネット口座振替受付ゲートウェイサービスのデータ認証手数料
- イ 本局の規模とこれまでの事例をもとに見積もること。
- ウ 見積りの積算根拠として内訳書を添付すること。また、業務を再委託する場合はその

金額も示すこと。

エ 消費税及び地方消費税を含めること。

(5) 様式9「セキュリティ要件一覧」

「区分」及び「備考」に、下記のとおり各機能要件の対応状況等を記載すること。

ア 対応済みの項目は「○」を記載すること。

イ 代替手段等による対応の項目「△」を記載すること。

ウ 対応不可、対応予定なしの項目は「×」を記載すること。

(6) 様式3「会社概要」

参加者の会社概要を記載すること。

(7) 様式任意「操作マニュアル資料」

システム操作を行う際の現存のマニュアルを提出すること。

14 企画提案書等の提案条件及び留意事項

- (1) 参加者は、「4 本プロポーザル関係書類」に記載されている一切の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。
- (3) 企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。
- (4) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案書等の提出は、1参加者あたり1提案のみとする。
- (6) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 企画提案書等の作成要領の定められた内容及び様式に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 企画提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- (9) 企画提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 提出された企画提案書等の内容について、本局より問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

15 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日程（予定）

令和7年5月21日（水曜日）

(2) 会場

調整中（企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）

(3) 実施方法（予定）

ア プレゼンテーション…30分以内^{※1}

イ 質疑応答…20分程度^{※2}

※1 30分を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。

※2 企画提案書等を提出した参加者数に応じて、質疑応答の時間は変動する可能性がある。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの日程及び実施方法等の詳細については企画提案書を提出した全参加者に対して、企画提案書の提出期限後に通知する。

イ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクター又はモニターを利用して説明することも可能とする。プロジェクター又はモニターは本局で用意するが、パソコン等は各自が持参すること。

ウ 既に提出された企画提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は4名以内とする。

オ 本業務受注決定後のプロジェクトに参加する者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

カ プレゼンテーションでは、以下の内容を含むデモンストレーションを実機を用いて実施すること。なお、通信環境やデータ連携等の制約により会場での実施が難しいものについては、動画の再生で代えることを可とする。

(ア) 利用者環境

- a 入力画面
- b 口座振替受付結果画面

(イ) 本局の受付環境

- a 認証環境
- b 管理機能
- c 受付データ等をCSV形式でエクスポートする機能
- d その他職員負担を軽減する機能（あれば）

キ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画、録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約に反映する。

16 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領（WEB口座振替受付サービス導入及び運

用業務)」のとおり

17 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）にその理由の説明を書面で求めることができる。

18 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本局がこのプロポーザルの結果の報告等に必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例33号）に基づき公開する。